

添乗員残業代支払い命令

「みなし労働制」適用認めず

東京地裁

労働時間の計算が免除される「みなし労働時間制」の適用は不当だとし、阪急交通社の子会社、阪急トラベルサポート(本社・大阪市)の派遣添乗員の女性(52)が、未払い残業代約56万3千円などの支払いを求めた訴訟の判決が11日、東京地裁であり、鈴木拓児裁判官は全額の支払いを命じた。

女性は、阪急交通社に派遣され、国内旅行の添乗業務を担当していた。1日の労働時間は、休憩を除き所定内8時間と所定外3時間の計11時間。会社側は、「みなし労働時間制」が適用されるとして、残業代を支払っていないか

会社側は「業務は事業場外で行われており、会社の指揮命令は及ばず、労働時間を算出することも困難」と主張したが、判決は、携帯電話での連絡や報告書で労働時間を把握できると指摘。さらに、ツアー客に常に同行している添乗員は会社の指揮命令下にあるとして、2007年3月5

08年1月の残業代の支払いを命じた。また、会社が労働基準監督署の是正勧告に従わなかったことも批判。未払い残業代と同額の付加金の支払いも命じた。

阪急トラベルサポートの担当者「業務の実態からかけ離れた判決で承服しがたく、控訴する」としている。

添乗員残業代など 112万円支払い命令

労働基準監督署から残業代を支払うよう行政指導を受けたのに改善されていないとして、阪急交通社の子会社「阪急トラベルサポート」(大阪市)の派遣添乗員・豊田裕子さん(52)が同社を相手取り、未払い残業代を求めた訴訟の判決が11日、東京地裁であった。鈴木拓児裁判官は、同社に未払い残業代など計約112万円の支払いを命じた。

判決によると、同社は添乗員の労働時間が把握しにくいとして、何時間働いても一定の給料しか払わない「事業場外みなし労働時間制」を採用していたが、鈴木裁判官は「添乗日報や携帯電話などで労働時間を把握することは可能」と判断。みなし労働時間制は適用されないとした。

みなし労働制 添乗員不適用

東京地裁判決

阪急トラベルサポート(H.T.S、大阪市)が「事業場外みなし労働制」の適用を理由に残業代を支給しなかったとして、派遣添乗員、豊田裕子さん(52)が未払い分に付加金を上乗せした計約110万円の支払いを求めた訴訟の判決で、東京地裁の鈴木拓児裁判官は11日、請求を全面的に認めた。

事業場外みなし労働制は労働基準法で定められ、会社の指揮・監督が及ばず、労働時間の算定が困難な場合に一定時間働いたとみなされる制度。

鈴木裁判官は「H.T.Sは派遣添乗員にマニュアルで業務を詳細に指示してツアーを管理し、モニタリングツールで遅刻を防ぐ措置なども講じており、労働時間は把握可能」と指摘、制度の適用条件を満たしていないと結論付けた。